

前回に引き続き、これまでの次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく取組みに効果があったかどうかについて検証するため開催された「次世代法に基づく一般事業主行動計画及び認定制度に係る効果検証研究会（以下「研究会」という。）」の報告内容についてご紹介いたします。

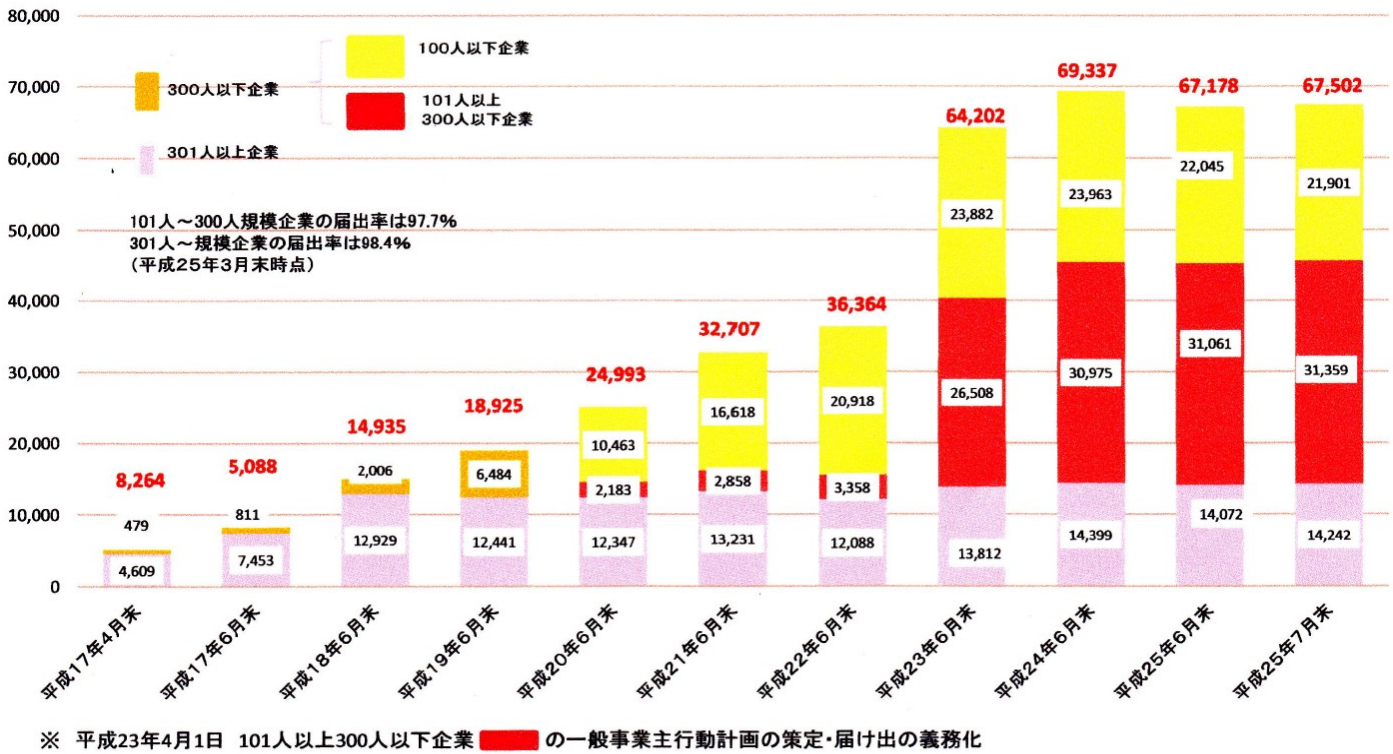
行動計画の策定状況

一般事業主行動計画は、平成15年の次世代法制定当初は、従業員数301人以上の企業に策定が義務づけられていました（施行は平成17年4月）が、その後の次世代法改正によって、平成23年4月からは従業員数101人以上の企業にまで策定の義務づけ範囲が拡大されました（従業員数100人以下の企業は努力義務）。

行動計画については、平成25年7月末時点で、67,502社（従業員数101人以上の企業の96.0%）が策定しており頭打ちの状態、その半数近くが101人以上300人以下の企業で占められています。

○ 行動計画が義務づけられていない企業においても、自主的に行動計画を策定している

＜一般事業主行動計画の届出数の推移＞



制度面での取組み

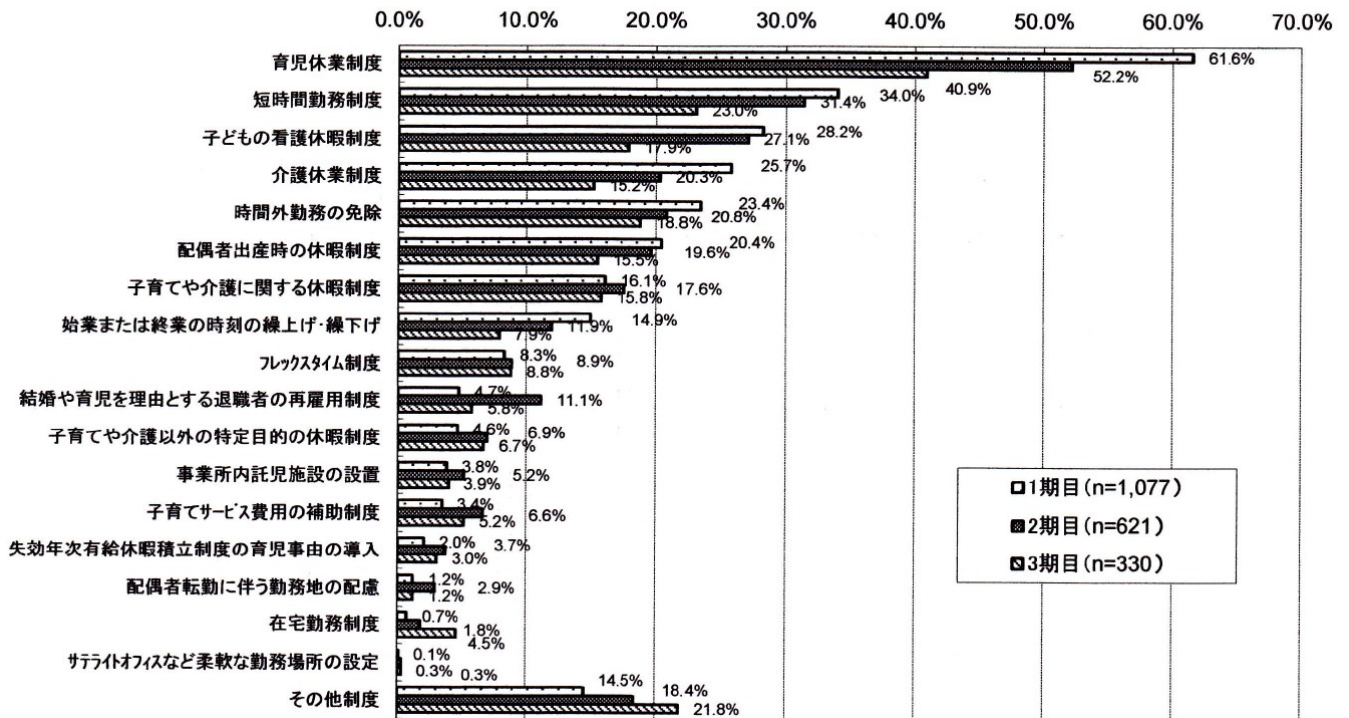
制度面での取組みを見ると、「育児休業制度」「短時間勤務制度」「子どもの看護休暇」を行動計画に盛り込んでいる割合が高くなっています。

行動計画策定期間の1期目、2期目、3期目で区分した集計で、次のとおりでした。

- ・ 育児休業制度（1期目：61.6%、2期目：52.2%、3期目：40.9%）
- ・ 短時間勤務制度（同：34.0%、同：31.4%、同：23.0%）
- ・ 子どもの看護休暇制度（同：28.2%、同：27.1%、同：17.9%）など

いわゆる両立支援制度を行動計画に盛り込んでいる企業の割合が高く、特に1期目の行動計画策定時に盛り込んでいる割合が高いといえます。

○ 制度面では育児休業制度、短時間勤務制度、子どもの看護休暇を行動計画に盛り込んでいる割合が高い



くるみん税制

くるみんマークの認定を取得した企業は、普通償却限度額の32%の割増償却を可能とする税制優遇制度があります（平成23年4月1日から平成26年3月31日までの措置）。

くるみん税制

(平成23年6月30日創設)

1 税制優遇制度の概要

- ◆ 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の**32%の割増償却**が可能。

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主が、**平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内**に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の**認定を受けた場合**に対象となる。
 - ※ 個人事業主の方の場合は平成24年1月1日から平成26年12月31日まで各年に次世代法の認定を受けた場合に対象となる。
 - ※ 過去に認定を受けたことのある事業主でも、当該期間内に新たに認定を受けた場合には対象となる。
 - ※ 当該期間内に複数回認定を受けた場合には、最初の認定についてのみ対象となる。

3 適用対象

- ◆ 次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業のために使用している建物及び付属施設（以下「建物等」）
かつ
 - ◆ 認定に係る行動計画の計画期間開始の日から、認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの間において取得をしたものでその建設の後、事業のために使用されていないもの、またはその当該期間内に新築・増改築をした建物等
 - ※ 所有権が移転しないリース取引により取得したものを除く。
 - ※ 増改築の場合は、増改築のための工事を行ったことによって所有することとなった建物等の部分に限る。
 - ※ 「建物及びその付属施設」の例
 - ・事務所用建物、店舗用建物、病院用建物、工場用建物、倉庫用建物、事業所内保育施設
 - ・電気設備、アーケード・日よけ設備、給排水・衛生設備、ガス設備



<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。